

市区町村別集計項目（推進体制等）

滋賀県	
市区町村数	19

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1			問2－1	問2－2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2024年4月1日現在で有効なもの)					
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3－1 有		問3－1 無	問4－1 有						問4－1 無
								問3－2 条例名称	問3－2 公布日(西暦)	問3－2 施行日(西暦)	問3－3 現在の状況	問4－2 計画名称	問4－2 計画期間		問4－2 女性活躍推進法との関係	問4－3 計画策定の方法	問4－4 現在の状況
						16	15	8				17					
25	201	大津市	人権・男女共同参画課	1	2	1	1	大津市男女共同参画推進条例	2011年12月19日	2011年12月19日		おおつかがやきプランⅣ(大津市男女共同参画推進計画・大津市女性活躍推進計画)	2022年4月1日	～ 2027年3月31日	1	1	
25	202	彦根市	女性活躍推進室	1	1	1	1	男女共同参画を推進する彦根市条例	2001年12月27日	2002年4月1日		彦根市男女共同参画計画ひこねかがやきプランⅢ	2022年4月1日	～ 2034年3月31日	1	1	
25	203	長浜市	人権施策推進課	1	2	1	1				4	第4期長浜市男女共同参画行動計画～長浜市パートナーシッププラン～	2023年4月1日	～ 2028年3月31日	1	1	
25	204	近江八幡市	人権・市民生活課	1	2	1	1	近江八幡市男女共同参画推進条例	2012年3月26日	2012年4月1日		男女共同参画おうみはちまん2030プラン-男女共同参画近江八幡市行動計画-	2021年4月1日	～ 2031年3月31日	1	1	
25	206	草津市	男女共同参画センター	1	1	1	1	草津市男女共同参画推進条例	2008年12月24日	2009年4月1日		第4次草津市男女共同参画推進計画	2021年4月	～ 2031年3月	1	1	
25	207	守山市	人権政策課	1	2	1	1	守山市男女共同参画推進条例	2015年3月26日	2015年3月26日		第4次守山市男女共同参画計画	2021年4月	～ 2031年3月	1	1	
25	208	栗東市	自治振興課	1	2	1	1				3	ひとが輝くパートナープラン(第6版)	2021年4月	～ 2026年3月	1	1	
25	209	甲賀市	女性活躍推進室	1	1	1	1	甲賀市男女共同参画を推進する条例	2018年6月29日	2018年6月29日		第2次甲賀市男女共同参画計画(甲賀市女性活躍推進計画)	2017年7月	～ 2029年3月	1	1	
25	210	野洲市	人権施策推進課	1	2	1	1	野洲市男女共同参画推進条例	2004年10月1日	2004年10月1日		第4次野洲市男女共同参画行動計画	2021年4月	～ 2026年3月	1	1	
25	211	湖南市	人権擁護課	1	2	1	1				4	湖南市男女共同参画アクション2017計画	2017年4月	～ 2027年3月	1	1	
25	212	高島市	人権施策課	1	2	1	1				4	第2次男女共同参画プラン(改訂版)	2022年4月	～ 2027年3月	1	1	
25	213	東近江市	人権・男女共同参画課	1	2	1	1	東近江市男女共同参画推進条例	2014年12月19日	2015年4月1日		第3次東近江市男女共同参画推進計画	2022年4月1日	～ 2027年3月31日	1	1	
25	214	米原市	人権政策課	1	2	1	1				4	第4次米原市男女共同参画推進計画	2022年4月1日	～ 2027年3月31日	1	1	
25	383	日野町	企画振興課	1	2	1	1				4	「日野町男女共同参画行動計画～ひのパートナープラン2019～」後期計画	2024年4月1日	～ 2029年3月31日	1	1	
25	384	竜王町	未来創造課	1	2	1	1				4	第3次竜王ベストパートナープラン	2024年4月	～ 2029年3月	1	1	
25	425	愛荘町	みらい創生課	1	2	1	2				4	第2次愛荘町男女共同参画推進計画	2019年4月	～ 2028年3月	1	1	
25	441	豊郷町	人権政策課	1	2	2	2				4						2
25	442	甲良町	住民人権課	1	2	2	2				4						2
25	443	多賀町	総務課	1	2	2	2				4	多賀町男女共同参画計画	2023年3月1日	～ 2033年2月28日	1	1	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
2 無

諮問機関

- 1 有
2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年3月末までの制定を目的に検討中
2 2024年度以降の制定を目的に検討中
3 その他
4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
2 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4－2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
2 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
2 策定予定無

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6－1		問6－4 所在地等						問6－3 施設 形態		問6－5 管理・運営主体					
													施設管理		事業運営			
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単 独	複 合	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	
			5							1	4	1	4	0	2	3	0	
25	201	大津市	大津市男女共同参画センター		520-0047	滋賀県大津市浜大津四丁目1-1	077-528-2615	077-527-6288	https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/001/2463/index.html		○	○			○			
25	202	彦根市	彦根市男女共同参画センター	ウイズ	522-0041	彦根市平田町670番地	0749-24-3529	0749-24-3529	https://www.city.hikone.lg.jp/kurashi/shisetsu/14/index.html		○		○			○		
25	203	長浜市																
25	204	近江八幡市																
25	206	草津市	草津市立男女共同参画センター	あい・ふらっと	525-0032	滋賀県草津市大路2丁目1番35号	077-565-1550	077-565-1518	https://www.city.kusatsu.shiga.jp/kurashi/jinken/danjosanka ku/index.html		○		○		○			
25	207	守山市																
25	208	栗東市																
25	209	甲賀市																
25	210	野洲市																
25	211	湖南市																
25	212	高島市	高島市働く女性の家	ゆめぱれっと高島	520-1621	滋賀県高島市今津町今津1640番地	0740-22-5775	0740-22-5775	https://npo-genki.com/wp-wp-admin-post- phppost260actionedit/	○			○			○		
25	213	東近江市																
25	214	米原市	米原市男女共同参画センター		521-0031	滋賀県米原市一色444番地	0749-54-2444	0749-54-3033	http://scplaza.jimdo.com		○		○			○		
25	383	日野町																
25	384	竜王町																
25	425	愛荘町																
25	441	豊郷町																
25	442	甲良町																
25	443	多賀町																

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2024年4月1日現在で開設済の施設）															
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業										
					常勤の定員（任用職員）	非常勤（雇用）の定員（任用職員）		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他	
			5						5	5	5	5	2	3	1	0	1	
25	201	大津市	大津市男女共同参画センター	1992年4月1日	6	2	8,924	○	○	○	○		○					
25	202	彦根市	彦根市男女共同参画センター	2003年10月1日	4	1	14,847	○	○	○	○	○	○	○				
25	203	長浜市																
25	204	近江八幡市																
25	206	草津市	草津市立男女共同参画センター	2021年5月6日	3	3	21,376	○	○	○	○	○	○				○	男女共同参画に関する審議会、審議会やイベント等での託児支援
25	207	守山市																
25	208	栗東市																
25	209	甲賀市																
25	210	野洲市																
25	211	湖南市																
25	212	高島市	高島市働く女性の家	1993年4月1日	3	2	9,086	○	○	○	○							
25	213	東近江市																
25	214	米原市	米原市男女共同参画センター	2006年4月1日	6	0	31,730	○	○	○	○							えすしいマルシェ(女性活躍支援事業)
25	383	日野町																
25	384	竜王町																
25	425	愛荘町																
25	441	豊郷町																
25	442	甲良町																
25	443	多賀町																

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首 長、自 治 会 長 等 の 状 況（2024年7月1日現在）														
			問7-1			市 区 長 数	うち 女性 市区 長数	女性 比率 （%）	副 市 区 長 数	うち 女性 副市 区長 数	女性 比率 （%）	町 村 長 数	うち 女性 町村 長数	女性 比率 （%）	副 町 村 長 数	うち 女性 副町 村長 数	女性 比率 （%）	自 治 会 長 数	うち 女性 自治 会長 数	女性 比率 （%）
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態															
				2		13	0	0.0	16	0	0.0	6	0	0.0	4	0	0.0	3,359	177	5.3
25	201	大津市	1998年9月22日	ひとが輝く男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							718	77	10.7
25	202	彦根市				1	0	0.0	1	0	0.0							325	16	4.9
25	203	長浜市				1	0	0.0	2	0	0.0							427	9	2.1
25	204	近江八幡市				1	0	0.0	0	0								170	4	2.4
25	206	草津市				1	0	0.0	2	0	0.0							221	16	7.2
25	207	守山市				1	0	0.0	1	0	0.0							71	3	4.2
25	208	栗東市	2002年3月22日	栗東市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							125	16	12.8
25	209	甲賀市				1	0	0.0	1	0	0.0							202	2	1.0
25	210	野洲市				1	0	0.0	1	0	0.0							92	6	6.5
25	211	湖南市				1	0	0.0	1	0	0.0							43	3	7.0
25	212	高島市				1	0	0.0	1	0	0.0							202	6	3.0
25	213	東近江市				1	0	0.0	2	0	0.0							404	16	4.0
25	214	米原市				1	0	0.0	1	0	0.0							108	2	1.9
25	383	日野町										1	0	0.0	1	0	0.0	83	1	1.2
25	384	竜王町										1	0	0.0	1	0	0.0	32	0	0.0
25	425	愛荘町										1	0	0.0	1	0	0.0	61	0	0.0
25	441	豊郷町										1	0	0.0	0	0		14	0	0.0
25	442	甲良町										1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0
25	443	多賀町										1	0	0.0	0	0		48	0	0.0

＜選択肢回答＞
男女共同参画に関する宣言
宣言の形態
1 首長声明
2 議会の議決
3 庁内連絡会議の決定
4 その他

調査時点コード			1	2024年4月1日		2		その他																											
都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値								問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					問9-1					調査時点コード									
		問8-1				問8-2					問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)										(再掲)市町村防災会議(会長を含む)				
		目標値 (%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)		審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性数委員	女性比率(%)	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他			
							947	868	12,311	4,193	34.1		787	723	9,928	3,398	34.2	114	80	717	153	21.3	466	58	12.4	483	58	12.0							
		小計										783	720	9,784	3,360	34.3	114	80	717	153	21.3														
25	201	大津市	40.0	2025年3月		90	85	912	328	36.0	法令もしくはこれに基づく政令または条例の定めるところにより設置されている審議会等	84	79	876	321	36.6	6	6	36	7	19.4	36	7	19.4	37	7	18.9	1		1		1			
25	202	彦根市	40.0	2034年3月		56	51	738	195	26.4	法令または条例に基づき設置されている審議会等	55	50	701	193	27.5	6	4	56	9	16.1	31	2	6.5	32	2	6.3	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日		
25	203	長浜市	40.0	2028年3月		62	50	697	259	37.2	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会	62	50	697	259	37.2	6	4	40	11	27.5	30	2	6.7	31	2	6.5	1		1		1			
25	204	近江八幡市		2030年3月	審議会等における女性委員の割合が40～60%である審議会等の割合が50%以上	96	86	1,542	418	27.1	地方自治法第180条の5に定める行政委員会 地方自治法第202条の3に基づく審議会等 規則・要綱等に基づく審議会等 その他	35	34	547	137	25.0	6	3	40	6	15.0	34	2	5.9	35	2	5.7	1		1		1			
25	206	草津市	50.0	2026年3月		93	91	1,187	478	40.3	法律、条例、規則および要綱により設置されている懇談会、会議等	79	79	904	383	42.4	6	4	30	8	26.7	25	10	40.0	26	10	38.5	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日		
25	207	守山市	40.0	2026年3月		65	63	770	280	36.4	地方自治法第138条の4第3項に基づく法律または条例の定めにより設置された附属機関、および規則または要綱等の定めにより設置されたその他の審議会等	35	33	392	124	31.6	6	4	42	9	21.4						2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日			
25	208	栗東市	40.0	2024年3月		52	47	609	221	36.3	市長が委嘱する審議会、委員会	52	47	609	221	36.3	6	4	31	5	16.1						2	2023年11月1日	2	2023年11月1日	1				
25	209	甲賀市	40.0	2029年3月		85	80	1,115	340	30.5		45	45	558	185	33.2	6	5	35	12	34.3	46	5	10.9	47	5	10.6	1		1		1			
25	210	野洲市	40.0	2026年3月		84	77	1,384	484	35.0	市長等が任命又は委嘱する審議会、委員会等	80	74	1,325	470	35.5	6	5	42	10	23.8	25	3	12.0	26	3	11.5	1		1		1			
25	211	湖南市	40.0	2025年3月		48	45	606	210	34.7	附属機関(地方自治法第202条の3に定める附属機関)	48	45	606	210	34.7	6	5	31	10	32.3	27	3	11.1	28	3	10.7	2	2024年6月1日	2	2024年6月1日	2	2024年6月1日		
25	212	高島市	50.0	2027年3月		42	37	529	204	38.6	地方自治法第202条の3の規定に基づく審議会および同法180条の5の規定に基づく委員会等	36	32	494	194	39.3	6	5	35	10	28.6	41	7	17.1	42	7	16.7	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日		
25	213	東近江市	40.0	2027年3月		50	45	893	329	36.8	地方自治法202条3fに定める法律・条例に基づく附属機関、附属機関に準ずる委員会	32	29	497	148	29.8	6	5	56	12	21.4	42	4	9.5	43	4	9.3	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日		
25	214	米原市	40.0	2027年3月		75	66	706	231	32.7		54	49	620	206	33.2	6	5	36	6	16.7	27	2	7.4	28	2	7.1	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	1			
25	383	日野町	30.0	2029年3月		11	10	231	94	40.7	法令・条例に基づく審議会等	21	19	282	82	29.1	6	3	51	8	15.7	19	1	5.3	20	1	5.0	1		1		1			
25	384	竜王町		2029年3月	40%以上60%以下	16	14	163	51	31.3	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	16	14	163	51	31.3	6	4	30	8	26.7	14	0	0.0	15	0	0.0	1		1		1			
25	425	愛荘町				0	0	0	0			15	13	179	64	35.8	6	5	27	7	25.9	18	3	16.7	19	3	15.8	1		1		1			
25	441	豊郷町		2029年3月	40%～60%	8	8	91	25	27.5	地方自治法第202条の3fに基づく審議会等内閣府の実践する地方公共団体に関する男女共同参画等に係る調査	8	8	91	25	27.5	6	1	33	3	9.1	16	2	12.5	17	2	11.8	1		1		1			
25	442	甲良町				0	0	0	0			8	6	90	33	36.7	6	3	30	5	16.7	15	0	0.0	16	0	0.0	1		1		1			
25	443	多賀町	30.0			14	13	138	46	33.3		18	14	153	54	35.3	6	5	36	7	19.4	20	5	25.0	21	5	23.8	1		1		1			

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の 範囲				問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況					(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)			
			目 標 値 (%)	目 標 年 度	審 議 会 等 数	うち 女性 委員 を含む 数	総 委 員 数	うち 女性 等 委員 数	女性 比率 (%)		審 議 会 等 数	うち 女性 委員 を含む 数	総 委 員 数	うち 女性 等 委員 数	女性 比率 (%)	委 員 会 等 数	うち 女性 委員 を含む 数	総 委 員 数	うち 女性 等 委員 数	女性 比率 (%)	総 委 員 数	うち 女性 委員 数	女性 比率 (%)	総 委 員 数	うち 女性 委員 数	女性 比率 (%)			
															4	3	144	38	26.4	0	0	0	0						
		大津市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0					
		彦根市													1	1	37	2	5.4	0	0	0	0	0.0					
		長浜市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0					
		近江八幡市													3	2	107	36	33.6	0	0	0	0	0.0					
		草津市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0					
		守山市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0					
		栗東市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0					
		甲賀市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0					
		野洲市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0					
		湖南市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0					
		高島市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0					
		東近江市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0					
		米原市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0					
		日野町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0					
		竜王町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0					
		愛荘町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0					
		豊郷町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0					
		甲良町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0					
		多賀町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0					

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																			問11-2 職務上の地位別職員在職状況											問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況						問11-5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			管理職総数	うち管理職数 女性数	女性比率	うち一般行政職				部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職				次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職				課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職				係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち管理職数 女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他	調査時点コード	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
						管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)	うち一般行政職				女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)				うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職				女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)										うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)	うち一般行政職		女性比率(%)		

調査時点	議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）
------	------------------------------

市 道 府 県 村 コ ロ ド ド	市 区 府 町 村 コ ロ ド ド	市 区 府 町 村 コ ロ ド ド	問11－3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														
					問12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12－2 問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12－3 問1で1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12－4 問3で1. を選択した場合、該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－5 問1で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12－6 問5で1. を選択した場合、該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。（2及び3の場合を除く。）							
コ ロ ド ド	コ ロ ド ド	村 コ ロ ド ド	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合、該当部分の条文（本文）を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
			15		1の合計	19	0	19	0			19	19	19	19	18	11		
			4		2の合計	0	14	0	19			0	0	0	0	0	0		
			0		3の合計	0	5		0			0	0	0	0	0	0		
			0		4の合計	0	0					0	0	0	0	1	0		
25	201	大津市	1	大津市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、互いの個性が尊重され、能力を発揮しやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、離婚、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	大津市議会	1	3	1	大津市議会会議規定 第3条第2項 議員は、出産のため会議を欠席をするときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出なければならない。	2			1	1	1	1	1	1	
25	202	彦根市	1	彦根市職員旧姓使用取扱要綱 彦根市職員旧姓使用取扱要綱 （趣旨） 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することに関して必要な事項を定め、もってすべての職員が互いの個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境を整備することを目的とする。 （旧姓の使用） 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法令および条例等の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上または事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。 （旧姓を使用できる文書等） 第3条 前条の旧姓を使用できる文書等とは、別表に掲げるものとする。 （旧姓使用の承認の申請） 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。 2 職員は、前項の承認を受けようとするときは、婚姻等により戸籍上の氏を改めたため彦根市職員の職務に関する規程（昭和40年彦根市訓令第10号、以下「服務規程」という。）第8条に規定する氏名変更届を届け出る際に、またはその届出の後速やかに、旧姓使用承認申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。 （旧姓使用の承認等） 第5条 市長は、前条の申請書の提出があった場合において、職務遂行上または事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。 ただし、市長は、特別の必要があると認めるときは、別表に掲げる文書等のうち一部のものについて、旧姓の使用の承認をしないことができる。 2 市長は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書（別記様式第2号）により、その旨を所属長を経由して当該承認を受けた者（以下「旧姓使用者」という。）に通知するものとする。 （承認の取消） 第6条 市長は、前条の規定により旧姓の使用を承認した後において、当該旧姓使用者の旧姓の使用が、職務遂行上または事務処理上支障があると認めるときは、当該旧姓使用者に係る旧姓の使用の承認を取り消すことができる。 （旧姓使用の中止） 第7条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。 （旧姓使用者等の責務） 第8条 旧姓使用者は、旧姓の使用に当たって、常に市民または職員に混乱が生じないよう努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し適切な運用が図られるよう努めなければならない。 （書類の提出） 第9条 この要綱に基づき市長に提出すべき書類は、所属長を経て人事課長に提出するものとする。 （その他） 第10条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、人事課長が別に定める。 付 則 1 この要綱は、平成12年6月1日から施行する。 2 この要綱の施行の前日に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、この要綱の施行の日から平成12年6月15日までに、所属長を経由して人事課長に第4条第2項の旧姓使用承認申請書を提出することにより第5条の承認を受けることができるものとする。 別表（第3条関係） （1）職員録 （2）職員配置図 （3）名刺 （4）事務分掌表 （5）職務分担表 （6）起案文書（回議書等における起案者の氏名表示） （7）決裁文書、供覧文書等に係る押印（公開審査等の押印を含む。） （8）復命書 （9）研修受講報告書 （10）事務引継書 （11）彦根市財務規則（平成5年彦根市規則第11号）、彦根市公有財産事務取扱規則（昭和39年彦根市規則第12号）等に定める会計事務帳票 および証拠書類のうち専ら組織内部で使用する文書（請求行為に係るものおよび委任事項に係る委任者の決裁を除く。） （12）被服貸与簿	彦根市議会	1	2	1	彦根市議会会議規則第2条第2項 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村 コ ロ ニ ヤ ド	市 区 町 村 名			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														
					問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例もない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
25	212	高島市	1	高島市職員旧姓使用取扱規定 第2条 職員は、法律、法律に基づく命令、条例および規則の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用している文書、輕易な文書等で職務遂行上または事務処理上支障がないものについて、旧姓を使用することができる。	高島市議会	1	2	1	高島市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第84条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
25	213	東近江市	2		東近江市議会	1	2	1	東近江市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	4	
25	214	米原市	1	米原市職員旧姓使用取扱規程 (旧姓の使用) 第2条 職員は、法令および条例等の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用している文書、輕易な文書等で職務遂行上または事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。	米原市議会	1	2	1	米原市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため欠席するときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
25	383	日野町	1	日野町職員旧姓使用取扱規定 第2条 職員は、法令等の規定に反するおそれのない、専ら職員間で使用している文書等について、職務遂行上または事務処理上著しい生じないもの限り、旧姓を使用することができる。	日野町議会	1	2	1	日野町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
25	384	竜王町	2		竜王町議会	1	2	1	竜王町議会会議規則第2条第2項 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
25	425	愛荘町	1	愛荘町職員旧姓使用取扱規定 (旧姓の使用)第2条 職員は、法令および条例等の規定に反するおそれのない、専ら組織内部で使用している文書等について、職務上または事務処理上著しい支障を生じないものに限り、旧姓を使用することができる。	愛荘町議会	1	2	1	愛荘町議会会議規則 (欠席の届出)第2条2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多児妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
25	441	豊郷町	2		豊郷町議会	1	2	1	豊郷町議会会議規則 第2条2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
25	442	甲良町	1	甲良町職員旧制使用取扱規定 第1条 この規定は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。		1	2	1	甲良町議会会議規則 第2条2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
25	443	多賀町	2		多賀町議会	1	3	1		2				1	1	1	1	1	

調査時点	議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）
------	------------------------------

都道府県	市区町村	市	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
			問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12-12 問12-11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
滋賀県	大津市	区	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1 ハラスメント防止に関する規定	2 ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3 その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定もない。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
			0	2	9	7	1	1		4	0	1	4		3		
			0	2	1					4	5	5	5	15			
			0	0	9					11	3	13	1	1			
			19	15							9						
25	大津市	区	4	4	1	1			3		3	1	大津市議会議員の通称等の使用に関する規定 第3条 議員は、あらかじめ議長の承認を得て、在任中、通称等を使用することができる。ただし、次に掲げる書類等については、この限りではない。 (1)議員の履歴に関する書類 (2)在職証明書その他の証明書 (3)大津市議会会議規定(平成26年議長告示第1号)第50条第1項の辞表 (4)議員報酬及び費用弁済の支給に関する書類 (5)源泉徴収票 (6)市議会議員共済会に対する報告等に関する書類 (7)叙位及び叙勲の申請に関する書類 (8)前各号に掲げるもののほか、通称等の使用により実務上の支障が生じるおそれがあると議長が判断するもの	なし	2		
			彦根市	区	4	4	1	1			1	3	2	2		2	
					4	2	1	2			2	2	3	2	1	地域防災計画 【2-1-3】 第 2 平常時における各部局の防災関連業務 災害発生時において、迅速かつ的確に応急活動を行うためには、平常時からの各課(室)における取組が重要である。したがって、各課(室)は、平常時の業務に係る概ね次表の防災関連業務一覧に示した事務の実施に努める。 また、男女共同参画の視点から、市民協働部が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、防災危機管理局と市民協働部が連携し災害発生時の活動を明確化しておくよう努めるものとする 【3-1-22】[災害対策本部 任務分担表] 災害対策本部における各部局の所掌する業務は、概ね次のとおりである。 男女共同参画の視点から、市民協働部が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、防災危機管理課と市民協働部が連携し災害発生時の対応を明確化しておくよう努めるものとする。	
25	近江八幡市	区	4	4	1	1				1	3	3	1	近江八幡市議会議員の通称名の使用に関する規程 第2条 議員は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める通称名を使用することができる。 (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた場合、当該認定を受けた通称名 (2) 婚姻、養子縁組等の事由により氏に変更があった場合変更前の氏		2	

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割					
道	区	府	町	区	問12-8	問12-9	問12-10	問12-11				問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1
					議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12-11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
県	村	町	コ	コ	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村